

## 座間市避難所運営マニュアルにおける

～障がい者への理解と避難所施設での援助の方法～



### 1. はじめに

「座間市避難所運営マニュアル【標準型】」には、支援が必要とされる、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、傷病者等の「要援護者」の記載があります。ここでは、「障がい者」について、その特性や避難所における受け入れの際のポイント（知ってほしい事）を記すことにより、災害時に適切な受け入れが行われ、地域住民同士の助け合いにつながることを願います。

### 2. 障がいの特性と避難所での援助のしかた

障がいのある方は、その障がいの種類、程度があります。  
また、その特性により救助・支援の方法が異なります。












災害時、障がいのある方が困ることとして、避難所または避難所内での移動、生活が健常者と比べ、非常に困難です。

そして、避難所において障がいのある方が自ら支援を呼びかける事は難しいと捉えて下さい。避難所運営者からの声掛けが、援助を行う大切な行動です。

障がいのある方をサポートするためにはご家族や援助者からの援助が重要ですが、ご家族や支援者がいる場合といない場合では援助の方法が変わるため、避難所での適切な援助が出来るよう、運営者でサポート体制を作ることが必要です。

以下の表より障がいの種類・特性の例を挙げ、避難所における援助方法を示します。

避難所での援助のしかた

障がいの種類・特性（例）	避難所での必要とされる内容	援助方法
<p><b>目が不自由</b> <b>（視覚障害）</b> 避難所や周囲の状況を把握することが困難です。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>どこにいれば良いか伝える。</li> <li>避難所内の周囲の状況を伝える。</li> <li>配給品の手配</li> <li>トイレまでの誘導方法等の確立</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>（誘導）必ずさきに声を掛け、肩や腕を貸す形で、半歩前を歩いて誘導する。</li> <li>誘導時は避難所内の状況を伝える。</li> <li>場所や方向は時計の針の位置で伝える。</li> </ul> 
<p><b>耳が不自由</b> <b>（聴覚障害）</b> 防災無線や広報車、避難所の開設状況など、音声情報を受け取ることが困難です。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>音や声では情報を得られないため、災害・避難所状況を伝える。</li> <li>当事者本人は、自ら声を掛けることが困難なため、支援者より伝達方法を考える。</li> </ul> <p>※確認事項：家族、親せきなどに安否を伝える「災害用伝言ダイヤル171」が必要か伺う。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>見て分かる方法で伝える。</li> <li>避難所で、飲食物や生活用品の配給などの放送があった場合、①筆談・紙や手のひらに書く。②手話・正確な手話ではなくとも身振りで分かることもある。※全ての聴覚障害の方が手話ができるわけではありません。③読話・話す口の形を見て読み取ることもあります。</li> </ul> 
<p><b>身体が不自由</b> <b>（身体障害）</b> <b>肢体不自由等</b> 車いすや杖が必要とする等）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動が困難。トイレへの移動方法等、手段を確立する。</li> <li>医療機器が必要な方は、利用環境を整える。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所が車いす対応のバリアフリーとなっていることはありません。本来はそのために、移動通路の確保、支援者や周囲の援助者より階段や段差など、極力解消する。</li> </ul> 

**コミュニケーションが不自由  
(知的障害)**

避難所において本人は状況を理解することが困難です。

自分の意思をうまく伝えることが困難です。

混乱に陥り、パニックを引き起こすこともあります。



・避難所内において周囲があわただしく（見知らぬ人が大勢いる状況）では、常に不安が生じる場合がある。孤立させないように、支援者や援助者が近くにいることが望ましい。

- ・安全かつ安心できる場所



・突然見知らぬ方が当事者の身体にふれることはやめる（パニックを引き起こす場合がある）。

・障がいの特性だけではなく、当事者の個のケースを把握し、安全な場所で、本人が少しでも落ち着いていられる場所を確保する。

・わかりやすく、簡単なことばを使う。（ゆっくり丁寧に）

・話は短く切り、一問一答方式でコミュニケーションを図る。

・当事者の中には、言葉が出てこない方もいます。本人の状況（表情や身振りなど）により、ひとつひとつ確認しながら話す。



**日常生活または社会生活が困難  
(精神障害)**

避難所において本人は状況を理解することが困難です。

混乱に陥り、パニックを引き起こすこともあります。



・避難所内において周囲があわただしく（見知らぬ人が大勢いる状況）では、常に不安が生じる場合がある。孤立させないように、支援者や援助者が近くにいることが望ましい。

- ・安全かつ安心できる場所

・安定剤服用など、お薬手帳や身体状況も把握する。



・障がいの特性だけではなく、当事者の個のケースを把握し、安全な場所で、本人が少しでも落ち着いていられる場所を確保する。

### 3. 地域のつながりでよりよい援助を

避難所に来る障がい者は、単身生活、共同生活、家族と同居など様々です。

家族と同居している障がい者が、避難所に来られた場合は、家族は障がいがある家族の介助等が発生する為、地域住民の皆さんのサポートが必要になります。

そして、避難所の開設が、速やかに、適切に行われるためには、平常時の障がいがある方、ない方の、地域住民同士のつながりが大切です。

この冊子が、災害時のみならず、平常時にも役立てて頂ける事を願います。

#### ～二次避難所について～

災害時に避難勧告・避難指示が出た際には、障がいの有無に関わらず、座間市が設置している小中学校・コミュニティセンターなどの避難所へ避難しますが、避難所へ避難した後に、障がいによる避難所での集団生活等が難しい方や避難所利用が著しく困難な方は、市の判断によって開設される二次避難所へ、移動を行い受入れとなります。

二次避難所は平成 29 年 1 月現在、市内に 6ヶ所（・座間市公民館・北地区文化センター・東地区文化センター・座間市立もくせい園・通園センター・青少年センター）あります。

